

決議案第3号

新幹線・総合交通体系対策特別委員会設置に関する決議

- 1 本議会に16人の委員をもって構成する新幹線・総合交通体系対策特別委員会を設置する。
- 2 本委員会は、次の事項について必要な調査を行い、その推進を図る。
 - (1) 新幹線の建設促進に関すること。
 - (2) 総合的な交通体系の整備促進に関すること。
- 3 本委員会は、前項に関する関係常任委員会所管事務について連絡調整を行う。
- 4 本委員会は、閉会中も調査を行うことができることとし、議会において調査終了を議決するまで継続存置する。